

都市計画手続き

1. 「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の計画を所定の規定に従い定めたもの。
2. 決定手続きとして都市計画決定権者は作成した計画案を公告・縦覧し、都市計画審議会の議を経て、都市計画決定する。都市計画決定権者は案の作成にあたっては、必要に応じ、公聴会を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることができ、住民は計画案の公告・縦覧の間に意見を提出することができる。

(高規格幹線道路の場合)

